

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
の施行に伴う防衛省関係省令の整備等に関する省令参照条文

- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第百四十号)(抄)

※ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）により、一部改正
(防衛大臣への事件の送致)

第二十二条 (略)

2 (略)

3 収用委員会は、第一項の規定により事件を防衛大臣に送るときは、防衛省令で定める書類を防衛大臣に送付しなければならない。

4 収用委員会は、第一項の規定により事件を防衛大臣に送つたときは、地方防衛局長、特定土地等の所有者及び関係人にその旨を通知するとともに、防衛省令で定めるところにより公告しなければならない。

(裁決の代行)

第二十三条 (略)

2～5 (略)

6 収用委員会は、前項の通知を受けたときは、防衛省令で定めるところにより、関係書類を防衛大臣に送付しなければならない。

7 (略)

(代行裁決等の審理手続等)

第二十五条 (略)

2 土地収用法第六十二条から第六十五条の二までの規定並びに同法第六十五条の規定に係る同法第百四十一条第一号及び第百四十四条から第百四十六条までの規定は、代行裁決等の審理又は調査について準用する。この場合において、同法第六十二条から第六十五条の二まで及び第百四十一条第一号中「収用委員会」とあるのは「防衛大臣」と、同法第六十三条から第六十五条までの規定中「起業者、土地所有者」とあるのは「地方防衛局長、特定土地等の所有者」と、同法第六十三条第三項中「事業の認定」とあるのは「土地等の使用又は収用の認定」と、同法第六十四条中「会長又は指名委員」とあるのは「防衛大臣又は指名職員」と、同法第六十五条第三項中「第六十条の二」とあるのは「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第二十五条第一項」と、同法第六十五条の二第一項、第二項及び第

七項中「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

○ 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)(抄)

(審理又は調査のための権限等)

第六十五条 (略)

2 (略)

3 第六十条の二の規定によつて委員又は職員が土地又は物件を実地に調査する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、土地又は物件の所有者、占有者その他の利害関係人の請求があつたときは、これを示さなければならない。

4～6 (略)

○ 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十六年法律第二百十五号)(抄)

(認定)

第四条 給付金(打切給付金を除く。以下第十五条において同じ。)の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、防衛大臣が行う。

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)(抄)

※ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第六十九号)により、一部改正
(給付金の追給)

第二十七条の七 退職の翌年における所得金額がその者に係る支給調整下限額を超え、かつ、退職の翌年からその者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の前年までの年数(以下「平均所得算定基礎年数」という。)が二年以上ある若年定年退職者であつて、その期間の各年における第二十七条の四第四項本文に規定する所得金額の合計額(退職後の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者については、その額を基礎として政令で定めるところにより計算した額)をその者に係る平均所得算定基礎年数で除して得た額(以下「平均所得金額」という。)がその者の退職の翌年における所得金額を下回ることとなつたもの(平均所得金額がその者に係る給与年額相当額以上である者を除く。)が、防衛省令で定めるところにより請求したときは、第二十七条の三第一項の規定にかかわらず、その者に次項又は第三項に規定する額の給付金を追給する。

2・3 (略)

(給付金の支払の差止め)

第二十七条の八 若年定年退職者に対しまだ支払われていない給付金がある場合におい

て、当該若年定年退職者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金管理者（当該若年定年退職者の退職の日においてその者に対し自衛隊法第四十六条の規定による免職の処分を行う権限を有していた者をいう。以下同じ。）は、当該若年定年退職者に対し、当該給付金の支払を差し止める処分を行うものとする。

一 自衛官が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したとき。

二 当該若年定年退職者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 若年定年退職者に対しまだ支払われていない給付金がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、給付金管理者は、当該若年定年退職者に対し、当該給付金の支払を差し止める処分を行うことができる。

一 当該若年定年退職者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は給付金管理者がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し給付金を支払うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

二 給付金管理者が、当該若年定年退職者について、その者が在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為（在職期間中の自衛官の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして自衛隊法第四十六条の規定による免職の処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。

3 前二項の規定による給付金の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条第一項又は第四十五条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、支払差止処分を行つた給付金管理者に対し、その取消しを申し立てることができる。

4～7 （略）

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の給付金の不支給）

第二十七条の九 若年定年退職者が次の各号のいずれかに該当する場合には、給付金管理者は、当該若年定年退職者に対し、それぞれ当該各号に定める給付金を支給しないこととする処分を行うものとする。

一 第一回目の給付金が支払われる前に刑事事件（その者が退職後に起訴をされた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。以下この項において同じ。）に関し禁錮以上の刑に処せられた場合、在職期間中の行為に関し自衛隊法第四十六条第二項の規定による免職の処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けた場合又は給付金管理者により在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められた場合 第一回目の給付金、第二回目の給付金及び第二十七条の七第一項の規定による給付金

二 第一回目の給付金が支払われた後第二回目の給付金が支払われる前に刑事事件に関

し禁錮以上の刑に処せられた場合、在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合又は給付金管理者により在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められた場合 第二回目の給付金及び第二十七条の七第一項の規定による給付金

三 第二回目の給付金が支払われ、又は第二十七条の四第二項の規定により第二回目の給付金を支給しないこととされた後第二十七条の七第一項の規定による給付金が支払われる前に刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合、在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合又は給付金管理者により在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められた場合 同項の規定による給付金

2～5 (略)

(禁錮以上の刑に処せられた場合等の給付金の返納)

第二十七条の十 給付金の支給を受けた若年定年退職者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金管理者は、当該若年定年退職者に対し、当該若年定年退職者の生計の状況を勘案して、支給を受けた給付金の額（第二十七条の四第三項の規定による返納をした者又は第二十七条の六第二項の規定による処分を受けた者については、支給を受けた給付金の額からその返納をした金額又は返納をすべき金額に相当する額を減じた額）の全部又は一部に相当する金額の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 一 在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 二 在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
- 三 在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと給付金管理者が認めたとき。

2～6 (略)

(若年定年退職者等が死亡した場合の給付金の取扱い)

第二十七条の十一 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者（次項に規定する者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより、当該各号に定める給付金をその者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

- 一 第一回目の給付金の支給を受ける前に死亡した場合 第二十七条の三第二項又は第三項に規定する額の第一回目の給付金及びこれらの規定に規定する額（その者の平均所得金額がその者に係る支給調整下限額を超える場合には、その平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして第二十七条の四第一項の規定を適用した場合における同項に規定する額）の第二回目の給付金を第二十七条の三第一項に規定する月にそれぞれ支給する。
- 二 第一回目の給付金の支給を受けた後第二回目の給付金の支給を受ける前に死亡した場合 第二十七条の三第二項又は第三項に規定する額（その者の平均所得金額がその者に係る支給調整下限額を超える場合には、その平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして第二十七条の四第一項の規定を適用した場合における同項に規定する額）の第二回目の給付金を防衛省令で定める月に支給する。

2 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者で第二十七条の五第一項の規定による申出をしたものが次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより、当該各号に定める給付金をその者の遺族

に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

一 退職した日の属する年に死亡した場合 第二十七条の五第二項本文に規定する額の給付金を同条第一項に規定する月に支給する。

二 第二十七条の五第一項の規定による給付金の支給を受ける前に、退職の翌年以後において死亡した場合 その者の平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして同条第二項及び第二十七条の四第三項の規定を適用した場合における第二十七条の五第二項に規定する額の給付金を防衛省令で定める月に支給する。

3～10 (略)

(遺族等への支払の差止め等)

第二十七条の十二 死亡した若年定年退職者の遺族又は相続人（以下この条において「遺族等」という。）に対しまだ支払われていない給付金がある場合において、第二十七条の八第二項第二号に該当するときは、給付金管理者は、当該遺族等に対し、当該給付金の支払を差し止める処分を行うことができる。

2～4 (略)

5 死亡した若年定年退職者が第二十七条の九第一項各号のいずれかに該当する場合には、給付金管理者は、遺族等に対し、それぞれ当該各号に定める給付金を支給しないこととする処分を行うものとする。

6 遺族等に対し給付金が支払われた後において、給付金管理者は、当該若年定年退職者の在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めたときは、当該遺族等に対し、当該退職の日から一年以内に限り、当該遺族等の生計の状況を勘案して、支払われた給付金の額の全部又は一部に相当する金額の返納を命ずる処分を行うことができる。

7～11 (略)

(給付金受給者の相続人からの給付金相当額の納付)

第二十七条の十三 若年定年退職者（若年定年退職者が死亡した場合には、その者の遺族又は相続人）に対し給付金が支給された後において、当該給付金の支給を受けた者（以下この条において「給付金の受給者」という。）が当該退職の日から六月以内に第二十七条の十第一項又は前条第六項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第五項までに規定する場合を除く。）において、給付金管理者が、当該給付金の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から六月以内に、当該若年定年退職者が在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、給付金管理者は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該若年定年退職者が在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、支給された給付金の額の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 給付金の受給者が、当該退職の日から六月以内に第二十七条の十第四項又は前条第八項において準用する行政手続法第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第二十七条の十第一項又は前条第六項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、給付金管理者は、当該給付金の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該給付金の受給者の相続人に対し、当該若

年定年退職者が在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、支給された給付金の額（当該若年定年退職者が第二十七条の四第三項の規定による返納をした場合若しくは第二十七条の六第二項の規定による処分を受けた場合、当該若年定年退職者の遺族若しくは相続人が第二十七条の十一第六項の規定による返納をした場合若しくは同条第十項において準用する第二十七条の六第二項の規定による処分を受けた場合又は当該給付金の受給者の相続人が第二十七条の十一第七項において準用する同条第六項の規定による返納をした場合については、支給を受けた給付金の額からその返納をした金額又は返納をすべき金額に相当する額を減じた額）の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 給付金の受給者（若年定年退職者であるものに限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第二十七条の八第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第二十七条の十第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、給付金管理者は、当該給付金の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該給付金の受給者の相続人に対し、当該給付金の受給者が在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、支給された給付金の額（当該若年定年退職者が第二十七条の四第三項の規定による返納をした場合若しくは第二十七条の六第二項の規定による処分を受けた場合又は当該給付金の受給者の相続人が第二十七条の十一第七項において準用する同条第六項の規定による返納をした場合については、支給を受けた給付金の額からその返納をした金額又は返納をすべき金額に相当する額を減じた額。次項及び第五項において同じ。）の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 給付金の受給者が、当該退職の日から六月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第二十七条の十第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、給付金管理者は、当該給付金の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該給付金の受給者の相続人に対し、当該給付金の受給者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、支給された給付金の額の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 給付金の受給者が、当該退職の日から六月以内に在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第二十七条の十第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、給付金管理者は、当該給付金の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該給付金の受給者の相続人に対し、当該給付金の受給者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、支給された給付金の額の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～9 （略）

○ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）（抄）

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設

及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部改正)

第三百三十四条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「から行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第七条の規定による異議申立て」を「の申立て」に改め、「、同法第五十条第二項の規定にかかわらず」を削り、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「異議申立て」を「同項の規定による申立て」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による申立ては、防衛省令で定める様式に従い、書面でしなければならない。

第二十二条に次の一項を加える。

6 地方防衛局長は、第一項の規定による申立てをしたときは、第十九条第一項の規定による申立てに係る不作為についての審査請求をすることができない。

第二十三条第二項中「異議申立て」を「同項の規定による申立て」に改める。

第二十九条の見出しを「(審査請求及び訴訟)」に改め、同条第一項中「異議申立て」を「審査請求」に改め、「、同法第百三十条第二項中「行政不服審査法第十四条第一項本文」とあるのは「行政不服審査法第四十五条」と」を削る。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第三百三十六条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第二項中「又は異議申立て」を削る。

第二十七条の八第三項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条第一項又は第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改める。

第二十七条の十二第二項中「第十四条第一項又は第四十五条」を「第十八条第一項本文」に改める。

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄） （委任規定）

第二十四条の六 第二十条から前条までに定めるもののほか、若年定年退職者給付金の支給及び返納に関する手続その他の若年定年退職者給付金の支給及び返納に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の
施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令参照条文

○ 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)(抄)

※ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第
六十九号）により、一部改正
（身分保障）

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合及び次の各号のいずれかに該当する場合を除き、
その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 前二号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合
- 四 組織、編成若しくは定員の改廃又は予算の減少により、廃職又は過員を生じた場合
（休職）

第四十三条 隊員は、次の各号の一に該当する場合又は政令で定める場合を除き、その意
に反して休職にされることがない。

- 一 心身の故障のため長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合
（不服申立ての処理）

第四十九条 隊員に対するその意に反する降任、休職若しくは免職又は懲戒処分について
の審査請求又は異議申立てについては、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）
第二章第一節から第三節までの規定を適用しない。

- 2 前項に規定する審査請求又は異議申立ては、処分の通知を受けた日の翌日から起算し
て六十日以内にしなければならない。処分があつた日の翌日から起算して一年を経過した
ときは、することができない。
- 3 防衛大臣は、第一項に規定する審査請求又は異議申立てを受けた場合には、これを審
議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。
以下同じ。）で政令で定めるものに付議しなければならない。
- 4 第一項に規定する審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、前項の政令で定
める審議会等の議決に基づいてしなければならない。
- 5 防衛大臣は、第一項に規定する処分の全部又は一部を取り消し、又は変更する場合に
おいて、必要があると認めるときは、隊員がその処分によつて受けた不当な結果を是正
するため、その処分によつて失われた給与の弁済その他の措置をとらなければならない。

6 審査請求又は異議申立ての手續は、政令で定める。

7 第一項に規定する処分を除くほか、隊員に対する処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。隊員がした申請に対する不作為についても、同様とする。

(防衛出動時における物資の収用等)

第百三条 (略)

2～9 (略)

10 都道府県(第一項ただし書の場合にあつては、国)は、第一項から第四項までの規定による処分(第二項の規定による業務従事命令を除く。)が行われたときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

11～19 (略)

(訓練のための漁船の操業の制限又は禁止)

第百五条 (略)

2～5 (略)

6 防衛大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを都道府県知事を経由して当該申請者に通知しなければならない。

7 前項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、防衛大臣に対して異議を申し出ることができる。

8 防衛大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日から三十日以内に、改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

9 前項の規定により決定された補償金の額に不服がある者は、その決定を知つた日から六月以内に訴えをもつてその増額を請求することができる。

10 前項の訴においては、国を被告とする。

11・12 (略)

○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第百四十号)(抄)

(土地収用法の適用)

第十四条 第三条の規定による土地等の使用又は収用に関しては、この法律に特別の定めのある場合を除くほか、「土地等の使用又は収用」を「土地収用法第三条各号の一に掲げる事業」と、「地方防衛局長」を「起業者」と、「土地等の使用又は収用の認定」を「国土交通大臣の行う事業の認定」と、「土地等の使用又は収用の認定の告示」を「国土交通大臣の行う事業の認定の告示」とみなして、土地収用法の規定(第一条から第三条まで、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条、第十五条の十四から第二十八

条まで、第三十条、第三十条の二、第三章第二節、第三章の二、第三十六条第五項、第三十六条の二第四項、第四十二条第四項から第六項まで、第五章第一節、第八章第三節、第二百二十五条第一項並びに第二項第二号、第四号及び第五号、第百三十九条から第百三十九条の三まで並びに第百四十三条第五号の規定を除く。)を適用する。

2・3 (略)

(防衛大臣への事件の送致)

第二十二條 収用委員会が第十九条第四項に規定する期間内に裁決をしない場合において、地方防衛局長から行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第七条の規定による異議申立てがあつたときは、収用委員会は、同法第五十条第二項の規定にかかわらず、第十四条の規定により適用される土地収用法第三十九条第一項の規定による申請に係る事件を防衛大臣に送らなければならない。

2・3 (略)

4 収用委員会は、第一項の規定により事件を防衛大臣に送つたときは、地方防衛局長、特定土地等の所有者及び関係人にその旨を通知するとともに、防衛省令で定めるところにより公告しなければならない。

○ 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（抄）

※ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）により、一部改正

(不服申立てに対する決定及び裁決)

第一百三十一条 国土交通大臣の事業の認定に関する処分又は収用委員会の裁決についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決は、公害等調整委員会の意見を聞いた後にしなければならない。

2 (略)

○ 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）（抄）

(裁決)

第四十条 審査請求が法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 審査請求が理由がないときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3 処分(事実行為を除く。)についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、裁決で、当該処分の全部又は一部を取り消す。

4 事実行為についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、処分庁に対し当該事実行為の全部又は一部を撤廃すべきことを命ずるとともに、裁決で、その旨を宣言する。

5 前二項の場合において、審査庁が処分庁の上級行政庁であるときは、審査庁は、裁決で当該処分を変更し、又は処分庁に対し当該事実行為を変更すべきことを命ずるとともに裁決でその旨を宣言することもできる。ただし、審査請求人の不利益に当該処分を変

更し、又は当該事実行為を変更すべきことを命ずることはできない。

- 6 処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分を取り消し又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することができる。この場合には、審査庁は、裁決で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

(裁決の効力発生)

第四十二条 裁決は、審査請求人(当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十条第三項から第五項までの規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方)に送達することによつて、その効力を生ずる。

- 2 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによつて行なう。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他裁決書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができる。
- 3 公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けべき者に交付する旨を当該審査庁の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があつたものとみなす。
- 4 審査庁は、裁決書の謄本を参加人及び処分庁に送付しなければならない。

○ 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)(抄)

(処分等の制限)

第十八条 (略)

2～5 (略)

- 6 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。

7・8 (略)

(準用規定)

第十九条 第二十一条から第二十五条まで(前条第二項第五号又は第六号の規定により地上権又は地役権を設定する場合にあつては第二十一条及び第二十三条を除き、前条第六項の規定により使用又は収益を許可する場合にあつては第二十一条第一項第二号を除く。)の規定は、前条第二項第一号から第四号までの貸付け、同項第五号の地上権若しくは同項第六号の地役権の設定、同条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の貸付け又は同条第六項の許可により行政財産の使用又は収益をさせる場合について準用する。

○ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)(抄)

※ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）により、一部改正
(開示請求の手続)

第四条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を行政機関の長に提出してしなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
- 二 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

2 (略)

(開示請求に対する措置)

第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第十条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第十一条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 本条を適用する旨及びその理由

二 残りの行政文書について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第十二条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他他の行政機関の長において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3 (略)

(独立行政法人等への事案の移送)

第十二条の二 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が独立行政法人等により作成されたものであるときその他独立行政法人等において独立行政法人等情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3 (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十三条 開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第十九条及び第二十条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第七条の規定により開示しようとするとき。

3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をす

るときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第十八条及び第十九条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第十四条 (略)

2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

3 (略)

4 開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、行政機関の長に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(手数料)

第十六条 (略)

2 (略)

3 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の手数を減額し、又は免除することができる。

(諮問をした旨の通知)

第十九条 前条の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 不服申立人及び参加人

二 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

三 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

○ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)(抄)

※ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第六十九号)により、一部改正

(開示請求の手続)

第十三条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を行政機関の長に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 (略)

(開示請求に対する措置)

第十八条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第四条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第十九条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第二十条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(事案の移送)

第二十一条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長において開示決定等を行うことにつき正當

な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 (略)

3 (略)

(独立行政法人等への事案の移送)

第二十二條 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に独立行政法人等から提供されたものであるとき、その他独立行政法人等において独立行政法人等個人情報保護法第十九条第一項に規定する開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 (略)

3 (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第二十三條 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第四十三条及び第四十四条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、行政機関の長は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第十四条第二号ロ又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第十六条の規定により開示しようとするとき。

3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意

見書(第四十二条及び第四十三条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 (略)

(手数料)

第二十六条 (略)

2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

(訂正請求の手続)

第二十八条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を行政機関の長に提出してしなければならない。

一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 (略)

(訂正請求に対する措置)

第三十条 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第三十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があ

るときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第三十二条 行政機関の長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第三十三条 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報が第二十一条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 (略)

3 (略)

(独立行政法人等への事案の移送)

第三十四条 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報が第二十七条第一項第二号に掲げるものであるとき、その他独立行政法人等において独立行政法人等個人情報保護法第三十一条第一項に規定する訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 (略)

3 (略)

(保有個人情報の提供先への通知)

第三十五条 行政機関の長は、訂正決定(前条第三項の訂正決定を含む。)に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求の手續)

第三十七条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を行政機関の長に提出してしなければならない。

- 一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- 三 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 (略)

(利用停止請求に対する措置)

第三十九条 行政機関の長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第四十条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第四十一条 行政機関の長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 利用停止決定等をする期限

(諮問をした旨の通知)

第四十三条 前条の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 不服申立人及び参加人

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

三 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)(抄)

(行政機関個人情報保護法等の特例)

第二十九条 行政機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報(第二十三条に規定する記録に記録されたものを除く。)に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項第二号から第四号まで及び第二十五条の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第八条第二項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第八条第二項第一号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第十条第一項及び第三項	総務大臣	個人情報保護委員会

第十二条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)
第十三条第二項、第二十八条第二項及び第三十七条第二項	法定代理人	代理人
第十四条第一号、第二十七条第二項及び第三十六条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第二十六条第二項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第三十六条第一項第一号	又は第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する第八条第一項及び第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第三十六条第一項第二号	第八条第一項及び第二項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条

○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十三号)(抄)

※ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）により、一部改正
(損失補償の申請)

第三条 （略）

2 （略）

3 防衛大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを都道府県知事を経由して当該申請者に通知しなければならない。

(異議の申出)

第四条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、防衛省令で定める手続に従い、防衛大臣に対して異議を申し出ることができる。

2 防衛大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日から三十日以内に改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

(増額請求の訴え)

第六条 第四条第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定を知つた日から六箇月以内に訴えをもつてその増額を請求することができる。

2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

○ 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十六号)(抄)

※ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）により、一部改正
(損失補償の申請)

第二条 （略）

2 （略）

3 防衛大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には、補償の額を決定し、遅滞なくこれを市町村長を経由して当該申請者に通知しなければならない。

(異議の申出)

第三条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、防衛省令で定める手続に従い、防衛大臣に対して異議を申し出ることができる。

- 2 防衛大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日から三十日以内に改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には、補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

(増額請求の訴え)

第五条 第三条第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から六箇月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

- 2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

○ 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(平成七年法律第百二号)(抄)

(給付金の支給)

第十条 国は、駐留軍用地の返還に伴う駐留軍用地跡地の所有者等の負担の軽減を図り、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に資するため、アメリカ合衆国から駐留軍用地(琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日においてアメリカ合衆国が使用していたもので、引き続き駐留軍の使用に供されているものに限り、国有地を除く。第二十九条第一項において同じ。)の返還を受けた場合において、当該土地の所有者等が、当該土地が引き渡された日(以下この条において「引渡日」という。)以後引き続き当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該所有者等に対し、引渡日の翌日から起算して三年を超えない期間内で、当該所有者等の申請に基づき、政令で定めるところにより、給付金を支給するものとする。

- 2～4 (略)

(支障除去措置の実施期間中の補償金)

第十一条 国は、アメリカ合衆国から駐留軍用地(国有地を除く。)の返還を受けた場合において、その返還を受けた日(次項において「返還日」という。)後に返還実施計画に基づく支障の除去に関する措置が実施されることにより当該土地の所有者等が当該土地を使用することができないときは、当該所有者等に対し、補償金を支払うものとする。

- 2 (略)

第二十九条 国は、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進し、当該駐留軍用地跡地における土地区画整理事業に相当の期間を要することに伴う跡地所有者等(当該駐留軍用地跡地の所有者等をいう。以下この条において同じ。)の負担の軽減を図るため、アメリカ合衆国から駐留軍用地の返還を受け、当該駐留軍用地跡地において土地区画整理事業が施行される場合(当該土地が引き渡された日(以下この項において「引渡日」という。)の翌日から起算して三年を経過した日(以下この項及び第三項において「基準日」という。)の前日までに、当該駐留軍用地跡地において土地区画整理法第九条第三項、第二十一条第三項、第五十一条の九第三項、第五十五条第九項、第六十九条第七項又は第七十一条の三第十一項の公告がなされた場合に限る。)において、跡地所有者等が、引渡日の翌日から起算して引き続き三年を超えて、当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該跡地所有者等に対し、当該跡地所有者等の申請に基づき、基準日から特定給付金を支給するものとする。

- 2～6 (略)

○ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第百一号)(抄)

※ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第六十九号)により、一部改正
(損失補償の申請)

第十四条 (略)

2 (略)

3 防衛大臣は、前項の書類を受領したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを市町村長を経由して当該申請者に通知しなければならない。

(異議の申出)

第十五条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、防衛省令で定める手続に従い、防衛大臣に対して異議を申し出ることができる。

2 防衛大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日から三十日以内に改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

(増額請求の訴え)

第十七条 第十五条第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

○ 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第百十三号)(抄)

(損失の補償)

第十四条 国は、合衆国軍隊の次の各号に掲げる行為により損失を受けた者がある場合においては、それぞれ当該各号に定める法律の規定の例により、その損失を補償しなければならない。

一 武力攻撃事態において、合衆国軍隊の行動に係る地域内を緊急に移動するに際して、通行に支障がある場所をう回するために行う自衛隊法第九十二条の二前段に規定する場所の通行 同条後段

二 武力攻撃事態において、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百十四条の五第一項の規定により同項に規定する自衛隊等の使用する車両以外の車両の道路における通行が禁止され、又は制限されている区域又は道路の区間を合衆国軍隊車両(合衆国軍隊の使用する車両をいう。以下この号において同じ。)により通行する場合において、車両その他の物件が通行の妨害となることにより合衆国軍隊の行動の実施に著し

い支障を生ずるおそれがあり、かつ、警察官又は当該車両その他の物件の占有者、所有者若しくは管理者のいずれもがその場にはいないときに、合衆国軍隊車両の円滑な通行の確保に必要な措置をとるためやむを得ない限度において行う当該車両その他の物件の破損 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第八十二条第一項

2 (略)

(土地の使用等)

第十五条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 自衛隊法第百三条第七項から第十項まで、第十七項及び第十八項の規定は前三項の規定により土地等を使用し、立木等に移転し、若しくは処分し、又は家屋の形状を変更する場合について、同条第十三項、第十五項及び第十六項の規定は第一項の規定により土地等を使用する場合について準用する。この場合において、同条第七項及び第十三項中「都道府県知事」とあるのは「防衛大臣」と、同条第十項中「都道府県(第一項ただし書の場合にあつては、国)」とあるのは「国」と、同条第十三項中「その職員」とあるのは「その指名する職員」と読み替えるものとする。

5 (略)

○ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第六十九号)(抄)

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第五十六条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第十三条第三項中「第十八条及び」を削る。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 審査請求等

第十八条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第十八条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項の規定は、適用しない。

2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)」とあるのは「第四条の規定により審

査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五条第七項中「あったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会（審査庁が会計検査院の長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第五十条第一項第四号において同じ。）」と、「受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

第十九条の見出しを「（審査会への諮問）」に改め、同条中「前条」を「前項」に改め、同条第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第一項第二号において同じ。）」に改め、同条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る行政文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第二十条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「手続」の下に「等」を加え、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第二号中「不服申立てに係る開示決定等」を変更し、当該開示決定等を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条に次の一項を加える。

- 2 開示決定等又は開示請求に係る不作為についての審査請求については、政令で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。

第二十一条第一項中「訴訟又は開示決定等」の下に「若しくは開示請求に係る不作為」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「若しくは決定」を削り、「これ」を「開示決定等若しくは開示請求に係る不作為」に改め、同条第二項中「これ」を「開示決定等若しくは開示請求に係る不作為」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、

「若しくは決定」を削る。

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第六十三条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十三条第三項中「第四十二条及び」を削る。

第四章第四節の節名を次のように改める。

第四節 審査請求

第四十二条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第四十二条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項の規定は、適用しない。

2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第四条の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五条第七項中「あったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会（審査庁が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第五十条第一項第四号において同じ。）」と、「受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

第四十三条の見出しを「(審査会への諮問)」に改め、同条中「前条」を「前項」に改め、同条第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第一項第二号において同じ。）」に改め、同条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開

・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

第四十四条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同項第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項第二号中「不服申立てに係る開示決定等」を変更し、当該開示決定等を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第二項中「又は利用停止決定等」を「、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為」に、「第五条第二項」を「第四条」に改める。

（土地収用法の一部改正）

第二百七十七条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

目次及び第十章の章名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第百三十条の見出しを「（審査請求期間）」に改め、同条第一項中「異議申立て又は」を削り、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第四十五条又は第十四条第一項本文」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に、「三十日以内」を「三月」に改め、同条第二項中「第十四条第一項本文」を「第十八条第一項本文」に改め、「以内」を削る。

第百三十一条の見出しを「（審査請求に対する裁決）」に改め、同条第一項中「異議申立て又は」及び「決定又は」を削り、「聞いた」を「聴いた」に改め、同条第二項中「異議申立て又は」及び「決定又は」を削る。

第百三十一条の二中「異議申立て又は」及び「決定又は」を削り、「行なつた」を「行つた」に改める。

第百三十二条の見出しを「（審査請求の制限）」に改め、同条第一項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「以下第百三十三条」を「次条」に改める。

第百三十五条第一項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部改正）

第三百三十四条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「から行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第七条の規定による異議申立て」を「の申立て」に改め、「、同法第五十条第二項の規定にかかわらず」を削り、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「異議申立て」を「同項の規定による申立て」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による申立ては、防衛省令で定める様式に従い、書面でしなければならない。

第二十二条に次の一項を加える。

6 地方防衛局長は、第一項の規定による申立てをしたときは、第十九条第一項の規定による申立てに係る不作為についての審査請求をすることができない。

第二十三条第二項中「異議申立て」を「同項の規定による申立て」に改める。

第二十九条の見出しを「（審査請求及び訴訟）」に改め、同条第一項中「異議申立て」を「審査請求」に改め、「、同法第百三十条第二項中「行政不服審査法第十四条第一項本文」とあるのは「行政不服審査法第四十五条」と」を削る。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律の一部改正）

第三百三十五条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「三十日」を「三箇月」に改める。

第六条第一項中「第四条第二項」を「第三条第三項又は第四条第二項」に改める。

（日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律の一部改正）

第三百三十七条 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「三十日」を「三箇月」に改める。

第五条第一項中「第三条第二項」を「第二条第三項又は第三条第二項」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第三百三十八条 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の見出しを「（審査請求の処理）」に改め、同条第一項中「又は異議申立て」を削り、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二章第一節から第三節までの規定を」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章の規定は、」に改め、同条第二項中「又は異議申立て」を削り、「六十日」を「三月」に改め、同条第三項中「又は異議申立て」を削り、同条第四項中「又は異議申立て」

及び「又は決定」を削り、同条第六項中「審査請求又は異議申立て」を「第一項に規定する審査請求」に改め、同条第七項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第五十条の二の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「又は異議申立て」及び「又は決定」を削る。

第六十五条の三第四項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第五項中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第六十五条の四第七項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第八項中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第百三条第十八項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第百五条第七項中「三十日」を「三月」に改め、同条第九項中「前項」を「第六項又は前項」に改める。

(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部改正)

第三百四十条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「三十日」を「三月」に改める。

第十七条第一項中「第十五条第二項」を「第十四条第三項又は第十五条第二項」に改める。

○ 駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令（昭和三十三年政令第百三十一号）(抄)

(特別給付金の支給の申請等)

第十一条 法第十五条第一項の特別給付金の支給を受けようとする者は、特別給付金支給申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

- 2 防衛大臣は、前項の申請書の提出を受けたときは、支給すべき特別給付金の有無を決定し、遅滞なく、当該申請者に通知しなければならない。この場合において、支給すべき特別給付金があるときは、その額を併せて通知しなければならない。

○ 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)(抄)

※ 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百九十二号）により、一部改正

(不服申立ての方式)

第六十五条 法第四十九条第一項に規定する審査請求又は異議申立ては、書面を提出しなければならない。

- 2 審査請求書又は異議申立書は、正副二通を提出しなければならない。
- 3 審査請求書又は異議申立書には、履歴書二通を添附するものとする。
- 4 (略)

(不服申立書の記載事項)

第六十五条の二 審査請求書又は異議申立書には、次の各号に掲げる事項（異議申立書にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を記載し、審査請求人又は異議申立人が、こ

れに署名押印しなければならない。

一～三 （略）

四 審査請求又は異議申立てに係る処分

五 （略）

六 審査請求又は異議申立ての趣旨及び理由

（当事者）

第六十六条 審査請求又は異議申立てに係る事案については、第七十六条第二項に規定する場合を除き、審査請求人又は異議申立人と処分者とを当事者とする。

2 （略）

（代理人）

第七十三条 審査請求人又は異議申立人は、事案の審理に関し必要があるときは、防衛人事審議会の承認を得て、代理人を選任することができる。

2 代理人は、審査請求人又は異議申立人のために、事案の審理に関し必要な行為をすることができる。ただし、審査請求又は異議申立てを取り下げることはいできない。

3 （略）

4 代理人がその資格を失つたときは、審査請求人又は異議申立人は、書面でその旨を防衛人事審議会に届け出なければならない。

（補正）

第七十四条 防衛人事審議会は、審査請求又は異議申立てが防衛大臣から付議された場合には、すみやかに、審査請求書又は異議申立書の記載事項、提出の時期、審査請求人又は異議申立人の資格その他必要な事項について審査し、当該審査請求又は異議申立てが不適法であつて補正することができるものであるときは、相当の期間を定めて、その補正を命ずることができる。ただし、その不適法が軽微なものであるときは、この限りでない。

（弁明書の提出）

第七十四条の二 審査請求又は異議申立てが適法であるときは、防衛人事審議会は、審査請求書又は異議申立書の副本を処分者に送付し、相当の期間を定めて、弁明書の提出を求めることができる。

2 弁明書は、正副二通を提出しなければならない。

3 処分者から弁明書の提出があつたときは、防衛人事審議会は、その副本を審査請求人又は異議申立人に送付しなければならない。ただし、審査請求又は異議申立ての全部を容認すべきときは、この限りでない。

（反論書の提出）

第七十四条の三 審査請求人又は異議申立人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合において、防衛人事審議会が反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（証拠書類等の提出）

第七十五条の二 審査請求人又は異議申立人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、防衛人事審議会が、証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定め

たときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(参考人の陳述及び鑑定の要求)

第七十五条の三 防衛人事審議会は、審査請求人若しくは異議申立人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることができる。

(物件の提出要求)

第七十五条の四 防衛人事審議会は、審査請求人若しくは異議申立人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。

(検証)

第七十五条の五 防衛人事審議会は、審査請求人若しくは異議申立人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

2 防衛人事審議会は、審査請求人又は異議申立人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を申立人に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

(審査請求人又は異議申立人の審尋)

第七十五条の六 防衛人事審議会は、審査請求人若しくは異議申立人の申立てにより又は職権で、審査請求人又は異議申立人を審尋することができる。

(委員又は幹事による審理手続)

第七十五条の七 防衛人事審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員又は幹事に、第七十五条第四項の規定による審査請求人若しくは異議申立人の意見の陳述を聞かせ、第七十五条の三の規定による参考人の陳述を聞かせ、第七十五条の五の規定による検証をさせ、又は前条の規定による審査請求人若しくは異議申立人の審尋をさせることができる。

(処分者からの物件の提出及び閲覧)

第七十五条の八 処分者は、当該処分の理由となつた事実を証する書類その他の物件を防衛人事審議会に提出することができる。

2 審査請求人又は異議申立人は、防衛人事審議会に対し、処分者から提出された書類その他の物件の閲覧を求めることができる。この場合において、防衛人事審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 防衛人事審議会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審理の併合及び分離)

第七十六条 防衛人事審議会は、二以上の審査請求又は異議申立てが次の各号の一に該当する場合には、審査請求人又は異議申立人の請求に基き、又は職権により、決定をもつて、これらの事案をあわせて審理することができる。

一 同一の審査請求人又は異議申立人からなされたものである場合

二 同一の事件又は相関連する事件に関して同一の処分者により行われた処分に係る場合

2 前項第二号に掲げる場合に該当して審理が併合された場合には、審査請求人又は異議申立人は、防衛人事審議会の承認を得て、それらの者のうちから代表者一人を選定することができる。この場合には、それらの事案については、代表者と処分者とを当事者とする。

3 防衛人事審議会は、必要があると認めるときは、決定をもつて、第一項の規定により併合した審理を分離することができる。

(口頭審理の終了に際し執るべき措置)

第七十七条 防衛人事審議会は、口頭審理を終了させる前に、審査請求人又は異議申立人に対し、最終陳述をする機会を与えなければならない。

(不服申立ての取下げ及び処分の変更)

第七十八条 審査請求人又は異議申立人は、審査請求又は異議申立てに係る事案に関する裁決又は決定があるまでは、防衛大臣の承認を得て、審査請求又は異議申立ての全部又は一部を取り下げることができる。

2 (略)

(議決)

第七十九条 審査請求又は異議申立てが法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、防衛人事審議会は、当該審査請求又は異議申立てを却下すべき旨を議決する。ただし、その不適法が補正することができるものであるときは、審査請求人又は異議申立人が第七十四条の規定による補正命令に応じなかつたときでなければ、却下すべき旨を議決することができない。

2 審査請求又は異議申立てが理由がないときは、防衛人事審議会は、当該審査請求又は異議申立てを棄却すべき旨を議決する。

3 処分についての審査請求又は異議申立てが理由があるときは、防衛人事審議会は、当該処分の全部又は一部を取り消すべき旨を議決する。

4 前項の場合においては、防衛人事審議会は、当該処分を変更すべき旨を議決することもできる。ただし、審査請求人又は異議申立人の不利益に当該処分を変更すべき旨を議決することはできない。

5 前各項の議決には、理由を附さなければならない。

(裁決又は決定の方式)

第八十条 審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、書面で行ない、かつ、理由を附し、防衛大臣がこれに記名押印しなければならない。

(裁決又は決定の効力発生)

第八十一条 裁決又は決定は、審査請求人又は異議申立人に送達することによつて、その効力を生ずる。

2 裁決又は決定の送達は、送達を受けるべき者に裁決書又は決定書の謄本を送付することによつて行なう。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他裁決書又は決定書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができる。

3 公示の方法による送達は、防衛大臣が裁決書又は決定書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を防衛省の掲示場に掲示してするものとする。この

場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書又は決定書の謄本の送付があつたものとみなす。

4 防衛大臣は、裁決書の謄本を処分者に送付しなければならない。

(再審)

第八十三条 防衛大臣は、裁決又は決定を行なつた後において次の各号の一に該当すると認める場合には、審査請求人若しくは異議申立人の申立てにより又は職権で、当該事案を再審に付することができる。この場合において職権で再審に付したときは、防衛大臣は、すみやかにその旨を当事者に通知しなければならない。

一 第六十九条各号の一に掲げる者が委員として審査に関与したことが判明した場合

二 裁決又は決定の基礎となつた証拠が偽造され、若しくは変造されたものであること又は虚偽のものであることが判明した場合

三 (略)

四 裁決又は決定に影響を及ぼすような重要な事実について、判断の遺漏があつた場合

2 前項の再審の申立ては、裁決又は決定があつた日の翌日から起算して六月以内にしなければならない。

3 再審については、その性質に反しない限り、この節で定める審査請求又は異議申立てに関する規定を準用する。

(委任規定)

第八十五条 この節に定めるもののほか、法第四十九条第一項に規定する審査請求又は異議申立ての手續に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

○ 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成二十七年政令第三百九十二号)(抄)

(自衛隊法施行令の一部改正)

第八十五条 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第五章第三節の節名を次のように改める。

第三節 審査請求

第六十五条の見出しを「(審査請求の方式)」に改め、同条第一項中「又は異議申立て」を削り、同条第二項中「又は異議申立書」を削り、同条第三項中「又は異議申立書」を削り、「添附する」を「添付する」に改める。

第六十五条の二の見出しを「(審査請求書の記載事項)」に改め、同条中「又は異議申立書」、「の各号」、「(異議申立書にあつては、第三号に掲げる事項を除く。)」及び「又は異議申立人」を削り、同条第四号及び第六号中「又は異議申立て」を削る。

第六十六条第一項中「又は異議申立て」及び「又は異議申立人」を削る。

第七十三条第一項及び第二項中「又は異議申立人」を削り、同項ただし書中「又は異議申立て」を削り、同条第四項中「又は異議申立人」を削る。

第七十四条中「又は異議申立て」を削り、「すみやかに」を「速やかに」に改め、「又は異議申立書」及び「又は異議申立人」を削る。

第七十四条の三中「又は異議申立人」を削り、同条に次の二項を加える。

2 反論書は、正副二通を提出しなければならない。

3 防衛人事審議会は、審査請求人から反論書の提出があつたときは、その副本を処分者に送付しなければならない。

第七十四条の三を第七十四条の四とする。

第七十四条の二第一項中「又は異議申立て」及び「又は異議申立書」を削り、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第三項中「又は異議申立人」を削り、同項ただし書を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 弁明書には、処分内容及び理由を記載しなければならない。

第七十四条の二を第七十四条の三とし、第七十四条の次に次の一条を加える。

(審理手続の計画的進行)

第七十四条の二 当事者及び防衛人事審議会は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない。

第七十五条第四項中「行なう」を「行う」に改め、「又は異議申立人」を削る。

第七十五条の二中「又は異議申立人」を削り、同条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 処分者は、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。

3 前二項の場合において、防衛人事審議회가、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

第七十五条の四を削る。

第七十五条の三中「若しくは異議申立人」を削り、「を陳述させ」を「の陳述を求め」に改め、同条を第七十五条の四とする。

第七十五条の二の次に次の一条を加える。

(物件の提出要求)

第七十五条の三 防衛人事審議会は、審査請求人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、防衛人事審議会は、その提出された物件を留め置くことができる。

第七十五条の五第一項中「若しくは異議申立人」を削り、同条第二項中「又は異議申立人」を削る。

第七十五条の六の見出しを「(当事者への質問)」に改め、同条中「若しくは異議申立人」を削り、「審査請求人又は異議申立人を審尋する」を「審査請求に係る事件に関し、当事者に質問する」に改める。

第七十五条の八の見出しを「(審査請求人による提出書類等の閲覧)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「又は異議申立人は」を「は、第七十七条の二第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間」に、「処分者から提出された

書類その他の物件の閲覧」を「提出書類等（第七十五条の二第二項又は第七十五条の三の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。）の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）にあつては、記録された事項を防衛人事審議会が定める方法により表示したもの（の閲覧）」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 防衛人事審議会は、前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該閲覧に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、防衛人事審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第七十五条の八第三項中「前項」を「第一項」に改め、同条を第七十五条の九とする。

第七十五条の七中「若しくは異議申立人の意見」を「の意見」に、「第七十五条の三」を「第七十五条の四」に、「又は前条」を「第七十五条の六」に、「審査請求人若しくは異議申立人の審尋をさせる」を「当事者に対する質問をさせ、又は前条第一項若しくは第二項の規定による意見の聴取を行わせる」に改め、同条を第七十五条の八とする。

第七十五条の六の次に次の一条を加える。

（審理手続の計画的遂行）

第七十五条の七 防衛人事審議会は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜^{そう}しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第七十五条第四項及び第七十五条の二から前条までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、当事者を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

2 防衛人事審議会は、当事者が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、防衛人事審議会及び当事者が音声の送受信により通話を行うことができる方法によつて、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。

3 防衛人事審議会は、前項の規定による意見の聴取を行う場合には、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。

4 防衛人事審議会は、第一項又は第二項の規定による意見の聴取を行つたときは、遅滞なく、第七十五条第四項及び第七十五条の二から前条までに定める審理手続の期日及び場所並びに第七十七条の二第一項の規定による審理手続の終結の予定時期を決定し、これらを当事者に通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

第七十六条第一項中「又は異議申立て」を削り、「一に」を「いずれかに」に、「審査請求人又は異議申立人の」を「審査請求人の」に、「基き」を「基づき」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同項第一号及び同条第二項中「又は異議申立人」を削る。

第七十七条中「又は異議申立人」を削る。

第七十七条の次に次の一条を加える。

(審理手続の終結)

第七十七条の二 防衛人事審議会は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結するものとする。

2 前項に定めるもののほか、防衛人事審議会は、次の各号のいずれかに該当するとき、審理手続を終結することができる。

一 次のイからニまでに掲げる規定の相当の期間内に、当該イからニまでに定める物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかつたとき。

イ 第七十四条の三第一項 弁明書

ロ 第七十四条の四第一項後段 反論書

ハ 第七十五条の二第三項 証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

ニ 第七十五条の三前段 書類その他の物件

二 審査請求人が、正当な理由なく、口頭審理又は第七十五条第四項の規定による意見の陳述に出頭しないとき。

3 防衛人事審議会が前二項の規定により審理手続を終結したときは、速やかに、当事者に対し、審理手続を終結した旨を通知するものとする。

第七十八条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「又は異議申立人」、「又は異議申立て」及び「又は決定」を削る。

第七十九条第一項中「又は異議申立て」を削り、同項ただし書中「又は異議申立人」を削り、同条第二項中「又は異議申立て」を削り、同条第三項中「又は異議申立て」を削り、「又は一部を取り消すべき旨」を「若しくは一部を取り消し、又はこれを変更すべき旨」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 前項の場合において、防衛人事審議会は、審査請求人の不利益に当該処分を変更すべき旨を議決することはできない。

第七十九条第五項中「前各項」を「第一項から第三項まで」に、「附さなければ」を「付さなければ」に改める。

第八十条の見出し中「又は決定」を削り、同条中「又は異議申立て」及び「又は決定」を削り、「書面で行ない、かつ、理由を附し」を「次に掲げる事項を記載し」に、「これに記名押印しなければ」を「記名押印した裁決書によりしなければ」に改め、同条に次の各号を加える。

一 主文

二 事案の概要

三 当事者の主張の要旨

四 理由

第八十一条の見出し中「又は決定」を削り、同条第一項中「又は決定」及び「又は異議申立人」を削り、「送達することによつて」を「送達された時に」に改め、同条第二項中「裁決又は決定」を「裁決」に改め、「又は決定書」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「又は決定書」を削る。

第八十三条第一項中「又は決定を行なつた」を「を行つた」に、「一に該当する」を「いずれかに該当する」に改め、「若しくは異議申立人」を削り、「すみやかに」

を「速やかに」に改め、同項第一号中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号及び第四号並びに同条第二項中「又は決定」を削り、同条第三項中「又は異議申立て」を削る。

第八十五条中「又は異議申立て」を削る。

○ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成十二年政令第四十一号)(抄)
(法第十四条第二項の政令で定める事項)

第十一条 (略)

- 2 第六条第二項第一号の場合に該当する旨の法第九条第一項に規定する通知があった場合(開示実施手数料が無料である場合を除く。)における法第十四条第二項の政令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、行政文書の開示を受ける旨とする。

(手数料の減免)

第十四条 (略)

- 2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第十四条第二項又は第四項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を行政機関の長に提出しなければならない。

3・4 (略)

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成二十六年政令第百五十五号)(抄)

(特定個人情報の開示の請求に係る手数料の免除)

第三十三条 (略)

- 2 前項の規定による手数料の免除を受けようとする者は、行政機関個人情報保護法第十三条第一項の規定による書面の提出を行う際に、併せて当該免除を求める理由を記載した申請書を行政機関の長に提出しなければならない。

3 (略)

○ 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令(平成七年政令第二百五十二号)(抄)

(給付金の支給の手続等)

第二条 (略)

2 (略)

- 3 防衛大臣は、前項の申請書の提出を受けたときは、支給すべき給付金の有無及び給付金を支給すべき場合はその額を決定し、遅滞なく当該申請者に通知しなければならない。

4 (略)

(特定給付金の支給の手続等)

第八条 (略)

2 第二条第二項から第四項までの規定は、特定給付金について準用する。

○ 自衛隊法施行規則(昭和二十九年総理府令第四十号)(抄)

(懲戒処分 of 宣告等)

第七十七条 (略)

2 懲戒権者は、当該事案の被審理者が防衛装備庁自衛官である場合であつて、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ、防衛装備庁長官から、当該決定が防衛装備庁における適切な人事管理を確保する上で、適切か否かについて聴取するものとする。

3 懲戒権者は、第一項の規定により当該事案につき懲戒処分を行うべきものと決定したときは、被審理者に懲戒処分宣告書を交付して懲戒処分 of 宣告を行わなければならない。

4 (略)

(上申を受けた懲戒権者の処置)

第七十九条 前条の上申を受けた懲戒権者は、本節に定めるところに従い、当該調査報告書、審理調書その他の資料に基いて判断し、自己の権限において懲戒処分を行うべきものと認めたときは、その種別及び程度を決定し、被審理者に懲戒処分宣告書を交付して懲戒処分 of 宣告を行わなければならない。

2～3 (略)